

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1. はじめに

これまで、技能労務職員等の給与について、民間の同業種に従事する者と比べて水準が高いとの指摘があり、国からは、このことに留意しながら、適正な給与制度とその運用に努めるよう要請されてきたところです。

そこで本市では、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について（依頼）」（平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号）に基づく技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を次のとおり策定いたしました。

2. 現状

本市では、平成10年度から技能労務職員の採用を行っていないため、職員の平均年齢や勤続年数が高くなっており、平成19年7月3日に総務省が発表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」と比較すると、平均給与月額も高いものとなっております。

（1）職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間	
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
全体	58人	49.6歳	304,200円	333,616円		
運転士	2人	47.7歳	304,200円	438,400円	46.6歳	320,600円
用務員	10人	54.8歳	325,800円	346,370円	53.9歳	227,200円
調理員 (学校給食)	23人	48.8歳	300,800円	321,965円	42.3歳	276,900円
その他 (内公営企業会計)	23人 (2人)	48.2歳 (55.3歳)	298,100円 (365,050円)	330,609円 (374,600円)		

* 本市のデータは平成19年4月1日現在のものです。

* 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査(賃金センサス)によります。

* 「平均給料月額」とは、H19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

* 「平均給与月額」とは、基本給のほか扶養・住居・通勤・時間外勤務等の手当額の合計です。

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

* 本市のデータは正規職員のみを対象としていますが、民間企業のデータにはパート従業員等の非正規雇用労働者を含みます。

(2) 年齢別職員数

(H19.4.1 現在)

区分	~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳 ~
全体	人	人 1	人 3	人 3	人 5	人 10	人 12	人 10	人 14	人
運転士				1					1	
用務員					1		2	1	6	
学校給食			2	1	1	6	4	6	3	
その他 (内公営企 業会計)		1	1	1	3	4	6 (1)	3	4 (1)	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用(3級制)

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当：有

ウ 昇格基準

毎年1月1日に4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給
(枠外昇給や特別昇給等については、給与構造改革時に廃止)

3. 基本的な考え方

本市における技能労務職については、原則として退職不補充としており、平成10年以降の新規採用は実施していません。

給与については、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国・県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう調査検討してまいります。

4. 具体的な取組内容

給料表については現行を踏襲しておりますが、行政職給料表(二)への切替についても調査検討を行ってまいります。また、手当については、技能労務職にかかわらず特殊勤務手当の見直しについて今後も調査検討してまいります。

5. その他

平成20年4月に調理員が在職していた学校給食センター調理業務の民間委託を実施し、在職の調理員については、学校用務員をはじめ幼稚園給食調理業務等へ配置換えを実施しました。

今後についても、技能労務職の業務内容の見直しを検討するとともに、業務委託や臨時職員等の活用を推進してまいります。